

ご注意ください

義援金等を装った詐欺にご注意！

熊本地震発生に伴う義援金の募集が始まっています。東日本大震災の際には、義援金の募集を装った振り込め詐欺等が多数発生しました。今回も、卑劣な犯罪が発生する恐れがあります。義援金等を装った詐欺に遭わないよう、ご注意ください。

●過去の災害・震災時に発生した詐欺の具体的な事例

- ・有名なボランティア団体を名乗り、当該団体の募金口座と異なる口座に義援金を振り込ませようとする。
・公的機関と紛らわしい名称を騙って電話をかけ、義援金を募集し振り込ませようとする。

●被害に遭わないために

義援金を振り込む前に、振込先がテレビ・新聞等で公表している口座番号、名義情報と同一であるかを確認するなど、真正な団体による募金なのか、また信用できる団体なのか十分にご確認ください。少しでも不審に思ったら、市消費生活センター（☎71・2100）または安曇野警察署（☎72・0110）に連絡ください。

市では日本赤十字社を通じて義援金を受付けています。受付期間は6月30日(木)までです。本庁舎、各支所、交流学習センターに設置しています。皆さまの温かいご支援をお願いします。

各種情報コーナー

日=日時 場=場所 定=定員 対=対象者 費=費用 持=持ち物
申=申し込み 問=問い合わせ

Table with 5 columns: 名称, 内容, 日時・場所, 定員・費用, 申し込み・問い合わせ. Rows include: 55歳からの技能講習会, 国際友好都市(オーストラリア共和国) クラムザッハへの訪問参加者募集, 夏休み海外研修交流事業参加者募集, 尾崎美千代自作朗読安曇野の里コンサート, ふわっとテニス教室, 護身術講習会, フォークダンス初心者講習会, ふれあいマレットゴルフ大会.

募集

市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者募集

市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者募集
☎71・2245 ☎72・3569

市営住宅の入居者募集

- 募集内容
▽田沢団地(豊科田沢) 1戸【2DK・1階】
▽柳瀬団地(明科中川手) 1戸【3DK・2階建メゾネットタイプ】
▽ファミーユ柳瀬団地(明科中川手) 1戸【2DK・3階】
▽ファミーユ柳瀬団地(明科中川手) 1戸【3DK・2階】

※申込者多数の場合は抽選

●入居開始日 8月1日(月)

●入居資格 市内に住所を有するか勤務する人で、主に次の要件を満たす人
①同居親族がある②住宅に困っている③所得額が一定額以下である④税金等の滞納がない⑤申込者および同居者が暴力団員でない

※ただし、2DKの部屋は別に定める条件を満たす人のみ単身でも入居可能。

●受付期間 6月13日(月)～21日(火)(土日除く) 午前8時30分～午後5時

●申し込み 5月18日(水)から「入居申込書」と「入居申込案内」を建築住宅課住宅係で配布します。(市ホームページに掲載、各支所でも入手できます)。受付期間内に添付書類を添えて、建築住宅課住宅係(2階15番窓口)まで提出してください。

各支所では受付できません。
※入居申込書等を郵送で提出する場合は、必ず事前に相談ください。

特定公共賃貸住宅の入居者募集

中堅所得者向け特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています。

●募集内容

▽特定公共賃貸住宅「追分団地」(穂高北穂高) 3戸(1階1戸・2階2戸)(3LDK)75・85㎡ 家賃5万円から7万2千円(所得に応じて変動します。)

●入居資格 市内に住所を有するか勤務する人で、主に次の要件を満たす人
①同居親族がある②住宅に困っている③所得額が基準に該当する④税金等の滞納がない⑤申込

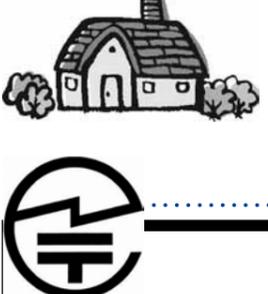
者および同居者が暴力団員でない

●申し込み 常時、入居募集をしています。「入居申込書」と「入居申込案内」を配布していますので、添付書類を添えて、建築住宅課住宅係(2階15番窓口)まで提出してください。各支所では受付できません。

●その他(連帯保証人について)

市営住宅および特定公共賃貸住宅のいずれについても入居手続きの際に次の要件を満たす連帯保証人2人の選定が必要です。

- ①未成年者でなく、おおむね65歳以下であること。②成年被後見人または被保佐人でないこと。③連帯保証人それぞれが独立の生計を営み、入居者と同程度の収入があること。(所得額でおおむね150万円以上)④市内に住所を有すること。(一人は市外でも可能)⑤税金等の滞納がないこと。



守ろう！電波のルール

公共の電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。6月1日から10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。私たちみんなの財産である電波の良好な利用環境を守るため、不法無線局をなくし、電波を正しく使しましょう。

- 電波に関することは、総務省信越総合通信局まで気軽に相談ください(無料)。
●監視調査課(☎026・234・9976) 無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること
●受信障害対策官(☎026・234・9991) テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること
●総合通信相談所(☎026・234・9961) その他、情報通信の行政相談に関すること
▷総務省信越総合通信局ホームページ ☎http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/